HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
行動計画

従前より当所が重視してきた『ワーク・ライフ・バランス』の更なる向上を目指し、次のとおり行動計画を策定します。

【計画期間】

令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間）

【女性活躍推進法に基づく目標】

〔目標〕

全所員一人当たりの各月ごとの時間外労働を１０時間以内にする。

〔取組内容〕

令和8年 9月～：時間外労働の原則上限を再周知。

令和8年 9月～：労力削減のためのシステム開発・導入・活用を再推進。

令和8年10月～：原則上限超過者個別の課題把握・対策実施。

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標】

〔目標〕

配偶者が出産した男性所員における育児休業取得率を30%以上にする。

〔取組内容〕

令和8年 9月～：対象者に対する関連制度の周知。

令和8年 9月～：他者による代替性向上のためのナレッジベースの整備。

以　上